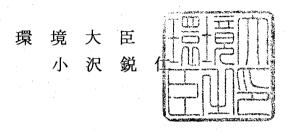




環水大土発第100419001号 平成22年4月19日

写

食品安全委員会 委員長 小泉直子殿



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第9号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の規定に基づき、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)第2条第1項第1号及び第2号で定める農用地土壌汚染対策地域の指定要件を改正すること。





写

府 食 第 3 4 7 号 平成 2 2 年 4 月 2 8 日

環境大臣

小沢 鋭仁 殿

食品安全委員会 委員長 小泉 直井同司同间 同記以告

食品健康影響評価の結果の通知について

平成22年4月19日付け環水大土発第100419001号をもって貴省から当委員会に意見を求められた農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

カドミウムの耐容週間摂取量を7 μg/kg体重/週とする。